

「滋賀県内に有する事務所または事業所の所在市町調査票」の提出について

標記の調査票については、これまで法人県民税、法人事業税等に係る確定申告書の本県に提出いただく際に併せて提出をお願いしていましたが、本票の提出がなくても所在市町を把握できる場合は提出を不要とするよう、今月から取り扱いを見直すこととしました。

つきましては、下記をご参照いただき本票提出の要否をご確認いただきますようお願いします。不明な点などありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、本票は地方税法第 63 条第 4 項にもとづき県内の関係市町に通知を行う上で通知先を特定するために使用させていただくものです。この目的のために、提出が不要であっても電話等で確認させていただく場合がありますが、ご了承のほどお願いします。

記

1. 滋賀県に「初めて法人県民税・事業税の申告を行う法人」または「前回申告書を提出した事業年度から所在市町に変更がある法人」は、事務所または事業所の所在する市町（年度途中で事務所等が存在しなくなった市町を含む）の「区分」欄に○印を記入の上、申告書に添付して提出してください。

(注) 様式を改訂し、従業者人数の記載は不要としています。

〔地方税法第63条第4項関係資料〕

滋賀県内に有する事務所または事業所の所在市町調査票

〔提出先〕

（法人名）

（所在地）

登録番号	管理番号

滋賀県に①「初めて法人県民税・事業税の申告を行う法人」または②「前回申告書を提出した事業年度から所在市町に変更がある法人」は、事務所または事業所の所在する市町の「区分」欄に○印を記入の上、申告書に添付して提出してください。
なお、以下①②いずれかに該当する場合は、本票の提出は不要です。

- ・滋賀県内の所在市町を明記した「課税標準の分割に関する明細書」（地方税法施行規則第10号様式）を申告書に添付されている場合
- ・本票がプレプリントした調査票について、以下市町名の横に事務所に*印（アスタリスク）が印字されている場合で、今回申告に係る所在市町が*印の市町と同じである場合

区分	事務所所在市町名	区分	事務所所在市町名
	大津市		高島市
	彦根市		東近江市
	美濃市		米原市
	近江八幡市		日野町
	草津市		産王町
	守山市		愛荘町
	栗東市		豊郷町
	甲賀市		甲良町
	野洲市		多賀町
	湖南市		

〔注1〕本調査票は、滋賀県が地方税法第63条第4項にもとづき県内の関係市町に通知を行う上で、通知先を特定するために使用させていただくものです。

〔注2〕本票は、申告書に添付して滋賀県西部県税事務所（住所 〒520-0807 大津市松本一丁目2-1）に提出してください。

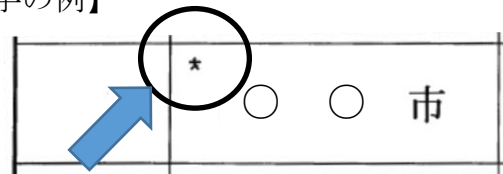
〔注3〕平成29年8月より様式を改訂し、従業者人数の記載は不要としています。

2. 前項1に該当する法人も以下のいずれかに該当する場合は本票の提出は不要です。

(1) 滋賀県内の所在市町を明記した「課税標準の分割に関する明細書」（地方税法施行規則第 10 号様式）を申告書に添付している場合

(2) 本県がプレプリントした調査票について、市町名の横に*印（アスタリスク）が印字されている場合で、今回申告に係る所在市町が*印の市町と同じである場合

【印字の例】



(調査票の提出先および問い合わせ先)
滋賀県西部県税事務所 課税一課
住所：〒520-0807

滋賀県大津市松本一丁目 2-1
大津合同庁舎 1 階

電話：077-522-9804

FAX：077-526-0085